

石鎚山系エコツーリズム推進全体構想（第2版）の概要

【目的】

地域のシンボルであり貴重な財産である石鎚山系の自然を保全し、その自然に育まれてきた文化を継承しながら、これらを有効に活用することにより、多くの人に自然との触れ合いを通じた心の豊かさと感動を得る旅（体験・機会）を提供するとともに、この取組みによって地域の魅力と活力の創出を図ることを目的として、エコツーリズムを推進する。

【エコツーリズム推進法との関係】

- ・本構想は、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）（以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき作成されたもの
- ・また、政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」（平成20年6月閣議決定）に即して作成したもの
- ・本構想を法第6条第5項の規定により、本構想（第2版）の主務大臣の認定を申請するもの

【概要】

◆エコツーリズムを推進する地域（法第5条第3項第1号関係）

協議会を構成する石鎚山を行政区域に含む西条市と久万高原町を対象とし、石鎚の恵みを楽しむ山麓地域等も含めて、両市町の住民が一体的にエコツーリズムに取り組んでいくことが効果的であることから、両市町の全域を推進する地域に設定する。

◆エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地（同項第2号関係）

法第2条第1項の自然観光資源の定義に即し、「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの」、「自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの」に区分し、それぞれ主な自然観光資源を設定。

○主な自然観光資源

（自然環境に係るもの）

- ・瓶ヶ森のササ原、西条市の田園、面河川水系・加茂川水系などの自然景観
- ・天狗岳の岩稜、八釜の甌穴群、湿原（竜神平、笹倉）などの地形・地質
- ・亜高山帯の動植物、巨樹、干潟の底生生物、鳥類などの動植物

（生活文化等に係るもの）

- ・上黒岩岩陰遺跡、銀納義民史跡、ひまや、集落跡などの史跡
- ・石鎚山の鎖、修験道などの伝統文化
- ・炭焼き、かずら細工、黒茶などの生活文化
- ・林業、海苔養殖などの伝統的な産業

◆エコツーリズムの実施の方法（同項第3号関係）

○ルール

エコツーリズム推進のため、ルールによって保護する対象に次の6点を設定

- ①野生動植物及び野生動植物の生息地・生育地など
- ②史跡、伝統文化など
- ③環境への負荷低減など環境全般
- ④地域住民の生活環境等と地域振興
- ⑤参加者の安全（新型コロナ等の感染対策を含む）
- ⑥エコツアーの質

○案内（ガイダンス）及びプログラム

「石鎚の偉大な自然とその恵みを感じる旅」を目指し、石鎚山系が有する偉大な自然と歴史文化を基本に、石鎚の恵みを楽しむ流域や里地等を含めた地域全体に内在する多様な自然や文化を対象とし、参加者や住民が地域の自然や文化の良さを再発見、再認識し、自然環境と文化の保全、継承に役立つことを原則としてE-BIKEやSUPなどの新たなアクティビティを含めたエコツアーを実施する。

○モニタリング及び評価

エコツアーで活用されている自然観光資源の状況について、保全の観点から、主にツアー実施者が継続的にモニタリングを行い、必要に応じてプログラムの改善を図る。

○その他（ガイド等の育成及び研鑽）

参加者満足度や付加価値が高く、魅力的なエコツアーを継続して実施していくため、エコツアーガイドの協議会独自の認定制度を設け、資質向上を図るとともに、ガイドやコーディネーターの人材育成を図る。

◆自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置（同項第4号関係）

- ・本地域の自然観光資源は、自然公園法や他の関係法令等により概ね保全が図られていると判断されることから、特定自然観光資源の指定は行わない。
- ・ただし、既存の法令等では自然観光資源の保護が難しいと判断される状況が生じた場合は、特定自然観光資源の指定を検討する。
- ・自然観光資源の価値が損なわれないよう保護・育成に努める。

◆推進協議会に参加する者の名称及びその分担（同項第5号関係）

- ・県、関係市町、山岳関係者、旅行関係者、その他関連する団体等で構成
- ・エコツアーの実施のほか、エコツーリズムに関する推進管理や助言、情報発信等の役割を分担

◆その他エコツーリズムの推進に必要な事項

- ・エコツーリズムを環境教育に役立てる。
- ・エコツアーでのフィールド利用にあたっては、関係法令に配慮し順守する。
- ・地域の農林水産物のツアーへの活用等を心がけ、地域振興を図る。
- ・エコツアーが地域住民の生活文化に悪影響を及ぼさないように配慮する。
- ・全体構想は概ね5年ごとに点検を行い、見直しを図る。